

# 彩の国さいたま人づくり広域連合公告式条例

平成11年7月1日

条例第2号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第16条の規定に基づく条例、規則及びその他の規程で公表を要するものの公布又は公表は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例の公布は、公布文及び公布年月日を記入して、その末尾に広域連合長が署名した後、彩の国さいたま人づくり広域連合(以下「広域連合」という。)の事務所前の掲示場に掲示して行う。

(規則の公布)

第3条 広域連合長その他広域連合の機関の定める規則の公布については、前条の規定を準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、広域連合長その他広域連合の機関の定める規程で公表を要するものの公布又は公表は、公布又は公表の年月日及び広域連合長名又は当該機関名若しくは当該機関を代表する者の名を記入して、当該職印を押したのち、広域連合の事務所前の掲示場に掲示して行う。

附 則

この条例は、平成11年7月1日から施行する。